

令和 7 年度

障害のあるお子さんのために

特別児童扶養手当



特別児童扶養手当は

精神や身体に障害があるお子さんを監護している父や母、もしくは父母に代わってお子さんを養育している人が受けることができます。(外国籍の方も受けられます。)

※ 今後の制度改正等により内容が変更される場合があります。

精神又は身体に中程度以上の障害（別表参照）のある20歳未満の児童を家庭で監護※1している父又は母※2、もしくは父母に代わってその児童を養育している人※3が受けることができます。

ただし、次のいずれかに当てはまるときは、手当を受けることができません。

※1 監護とは、対象児童の生活について種々配慮し、日常生活において対象児童の衣食住などの面倒を見ていること。

※2 父及び母が監護する時は、主として生計を維持する者。

※3 養育している人とは、その児童と同居してこれを監護し、かつ生計を維持する者。

- ① 手当を受ける人（請求者）、対象となる児童が日本国内に住所を有しないとき
- ② 児童が児童福祉施設等に入所しているとき（通園、ショートステイを除く。）
- ③ 児童が障害を理由として公的年金を受け取ることができるとき

別表

障害認定基準（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第三）

1級	2級
1 次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 4 両上肢の全ての指を欠くもの 5 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの 7 両下肢を足関節以上で欠くもの 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 11 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	1 次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの ロ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの 3 平衡機能に著しい障害を有するもの 4 そしゃくの機能を欠くもの 5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの 6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの 7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの 8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 9 一上肢の全ての指を欠くもの 10 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの 11 両下肢の全ての指を欠くもの 12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 13 一下肢を足関節以上で欠くもの 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(備考)

視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

(注) 別表に該当するかは、提出された診断書などにより総合的に判断されます。

児童の障害の状態について

特別児童扶養手当の対象となる児童は、下記の「障害の状態」にあることが前提となります。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第三における障害の認定について【昭和五十年九月五日児発第五七六号】)より抜粋

(1) 「障害の状態」

前頁別表第三に該当する程度の障害があり、障害の原因となった傷病がなおった状態又は症状が固定した状態をいいます。

- ① 「傷病がなおった状態」とは、器質的欠損若しくは変形又は後遺症を残していても、医学的にその傷病がなおれば、そのときをもって「なおった」ものとして取り扱います。
- ② 「症状が固定した」とは、
 - ア 症状が安定するか若しくは回復する可能性が少なくなったとき
 - イ 傷病にかかわりなく障害の状態が固定したとき
 - ウ 慢性疾患等で障害の原因となった傷病がなおらないものについては、その症状が安静を必要とし、当面医療効果が少なくなったときのいずれかの場合をいいます。

(2) 内科的疾患に基づく身体の障害及び精神の障害の程度の判定にあたっては、現在の状態、医学的な原因及び経過、予後等並びに日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度等を十分勘案し、総合的に認定を行うこととなっています。

別表（1級9以降・2級15以降）の内容は下記のとおりです。

① 「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度」とは

精神上若しくは身体上の能力が欠けているか又は未発達であるため、日常生活において常に他人の介助、保護を受けなければほとんど自己の用を弁ずることができない程度のものをいいます。

例えば、身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできない、又は行ってはいけない程度の状態です。

つまり、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲が就床病室内に限られるものです。

② 「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」とは

他人の助けをかりる必要はないが、日常生活は極めて困難であるものをいいます。

例えば、家庭内の極めて温和な活動はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけない程度の状態です。

つまり、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものです。

請求者もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得がそれぞれ限度額を超えると手当の支給は停止されます。

※扶養義務者とは、民法第877条第1項（直系血族及び兄弟姉妹は互いに扶養する義務がある）に定める方です。請求者と同一住所に居住している場合、「扶養義務者」として取り扱います。

●所得の計算方法

所得額 = 年間収入額 - 必要経費（給与所得控除額等）
 - 80,000円（社会保険料相当額） - 100,000円※ - 下記の諸控除

※ 10万円の控除は、給与所得又は、公的年金等に係る所得がある場合に限りです。（事業所得のみの場合は、控除されません。）

●所得制限限度額（令和7年4月1日現在）

扶養親族等の数 (16歳未満の児童も含まれる)	請求者（受給者）	配偶者及び扶養義務者
0人	4,596,000円未満	6,287,000円未満
1人	4,976,000円未満	6,536,000円未満
2人	5,356,000円未満	6,749,000円未満
3人	5,736,000円未満	6,962,000円未満
4人	6,116,000円未満	7,175,000円未満
5人目以降	1人につき380,000円加算	1人につき213,000円加算
加算額 (右に該当する場合は 上記の制限限度額に 加算されます。)	・ 同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。)及び老人扶養親族 1人につき100,000円 ・ 特定扶養親族及び16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族 1人につき250,000円	・ 老人扶養親族 (扶養親族がすべて70歳以上の場合は1人を除く。) 1人につき60,000円

●諸控除（道府県民税について、地方税法に規定する諸控除を受けている場合の控除額）

障害者控除	270,000円	雑損控除	当該控除額
特別障害者控除	400,000円	医療費控除	当該控除額
勤労学生控除	270,000円	配偶者特別控除	当該控除額
寡婦控除	270,000円	小規模企業共済等 掛金控除等	当該控除額
ひとり親控除	350,000円		

3

手当額（月額）について【令和7年4月分から】

<対象児童1人につき>

1 級	2 級
56,800円	37,830円

4

請求手続きについて

請求先はお住まいの市役所、町村役場となります。（裏表紙をご参照ください。）

※横浜市・川崎市・相模原市にお住まいの方は、各区役所等に請求し、各市長が認定します。詳しくは各区役所等にお問合せください。

必要書類

※詳しくはお住まいの市町村の窓口へご確認ください。

- ① 請求者と対象児童の戸籍謄本又は抄本
- ② 請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票の写し（続柄・本籍が分かるもの）
※住民票は省略可能な場合があります。
- ③ 対象児童の障害程度についての医師の診断書（所定の様式）
※診断書を作成するにあたり、医療機関・医師について特に指定はありません。
診断書の用紙は市役所・町村役場にあります。
※療育手帳（A1・A2判定）、又は身体障害者手帳〔1級から概ね3級まで。ただし視覚障害（視野狭窄を除く）、聴覚障害、肢体不自由（欠損の場合のみ）、音声・言語障害等〕を持っている児童は、診断書を省略できる場合があります。
- ④ 請求者、対象児童、配偶者および扶養義務者のマイナンバーがわかるもの
- ⑤ 請求者本人名義の預金通帳又はキャッシュカード
- ⑥ その他必要書類



上記のうち①、②、③（診断書の場合）については、1ヶ月以内に発行されたもの

5

認定・支給の方法について

提出された書類を審査し、神奈川県知事が認定を行います。

認定されると請求をした月の翌月分から手当が支給されます。

手当は4月・8月・11月（各月11日）の年3回、支給月の前月までの月分が指定された金融機関の口座へ振り込まれます。

支払日	4月11日	8月11日	11月11日
支給対象月	12月～3月分	4月～7月分	8月～11月分

※支給日が土曜、休日にあたる場合は、その直前の金融機関の営業日となります。

次のような場合は、お住まいの市町村窓口に届け出てください。

なお、①と②については提出についての案内文書をお住まいの市町村から送付します。

① 所得状況届

毎年8月12日から9月11日までの間に所得状況届を添付書類とともに市町村に提出する必要があります。

添付書類は、受給者によって異なりますので、詳しくはお住まいの市町村にお尋ねください。

この届は前年の所得の額によって、その年の8月から翌年の7月までの手当を支給するかどうかを審査するため、年1回提出していただくものです。

届出がないと、手当を受けることができません。

また上記の届出期間を過ぎて提出されると、手当の受け取りが遅れます。



この届を2年間続けて提出しないと、手当を受ける資格がなくなります。

② 再診(有期更新)届 (障害程度の再認定)

障害の程度について、必要な場合は期限を定めて認定を行うこととなっています。

そのため提出期限(3月・7月・11月)までに診断書などを提出していただいて、再認定する必要があります。



有期認定を受けなければ、提出期限の翌月以降の手当を受けることができません。また、正当な理由がなく提出期限内に手続きをしないと、再認定されても届出の翌月からの支給となります。

③ 額改定(増額)請求書

監護(養育)する対象児童の人数が増えたときや障害の程度が変わったときは、届け出てください。

請求の翌月から手当額が増額となります。

④ 変更届(住所・受給者氏名・金融機関)

住所、氏名又は金融機関の口座を変えたときは、届け出てください。

※横浜市・川崎市・相模原市又は他の都道府県に住所を変えたときは変更届ではなく転出届。



支払期直前に口座を変えたり解約されますと、手当を受けることができませんので、ご注意ください。

⑤ 資格喪失届 / 額改定（減額）届

次のような場合は手当を受ける資格がなくなりますので、資格喪失届もしくは減額届をすぐに市町村窓口へ届け出てください。

- ① あなた又は対象児童が日本国内に住所を有しなくなったとき
- ② あなた又は対象児童が死亡したとき
- ③ 対象児童があなたに監護又は養育されなくなったとき
- ④ 対象児童が児童福祉施設等に入所しているとき（通園、ショートステイを除く。）
- ⑤ 対象児童が障害を理由として公的年金を受け取ることができるとき
- ⑥ 対象児童の障害の程度が、手当の基準に該当しなくなったとき
- ⑦ その他支給要件に該当しなくなったとき



届出をしないで手当を受けた場合、受給資格がなくなった月の翌月分から、受給した手当の全額を後日返していただくことになります。

⑥ その他の届

● 転出届

横浜市・川崎市・相模原市又は他の都道府県へ住所が変わるとき

● 所得状況変更届

所得申告を修正、更正したとき、又は扶養義務者と同居や別居したとき

● 支給停止関係発生・消滅・変更届

あなたや扶養義務者が所得申告を修正、更正して所得制限限度額を超えるとき、又は下回るとき

あなたが所得制限限度額を超える扶養義務者と同居又は別居したとき

● 受給資格更新届

あなた、もしくは対象児童が外国籍であり、在留期間を更新したとき

● 児童氏名等変更届

児童氏名を変えるとき、又は児童と別（同）居するとき

●お問合せ先 まずはお住まいの市町村の特別児童扶養手当窓口へ

市町村名	担当課	所在地	TEL
横須賀市	こども給付課	横須賀市小川町11	046-822-9809
平塚市	こども家庭課	平塚市浅間町9-1	0463-21-9844
鎌倉市	こども家庭センター	鎌倉市御成町18-10	0467-61-3897
藤沢市	子育て給付課	藤沢市朝日町1-1	0466-50-3580
小田原市	障がい福祉課	小田原市荻窪300	0465-33-1461
茅ヶ崎市	こども政策課	茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1	0467-81-7169
逗子市	子育て支援課	逗子市逗子5-2-16	046-873-1111
三浦市	子ども課	三浦市城山町1-1	046-882-1111
秦野市	障害福祉課	秦野市桜町1-3-2	0463-82-7616
厚木市	子育て給付課	厚木市中町3-17-17	046-225-2241
大和市	障がい福祉課	大和市鶴間1-31-7	046-260-5665
伊勢原市	こどもみらい課	伊勢原市田中348	0463-94-4633
海老名市	国保医療課	海老名市勝瀬175-1	046-235-4823
座間市	子育て支援課	座間市緑ヶ丘1-1-1	046-252-7201
南足柄市	こども育成課	南足柄市関本569	0465-73-8028
綾瀬市	児童青少年支援課	綾瀬市早川550	0467-70-5664
葉山町	子ども育成課	葉山町堀内2135	046-876-1111
寒川町	子育て支援課	寒川町宮山165	0467-74-1111
大磯町	子育て支援課	大磯町東小磯183	0463-61-4100
二宮町	こども支援課	二宮町二宮961	0463-71-5862
中井町	福祉課	中井町比奈窪56	0465-81-5548
大井町	子育て健康課	大井町金子1964-1	0465-83-8012
松田町	子育て健康課	松田町松田惣領2037	0465-84-5544
山北町	福祉課	山北町山北1301-4	0465-75-3644
開成町	福祉介護課	開成町延沢773	0465-84-0316
箱根町	子育て支援課	箱根町湯本256	0460-85-9595
真鶴町	健康こども課	真鶴町真鶴433-1	0465-68-1131
湯河原町	こども支援課	湯河原町中央2-2-1	0465-63-2111
愛川町	子育て支援課	愛川町角田251-1	046-285-2111
清川村	子育て健康福祉課	清川村煤ヶ谷2216	046-288-3861

●偽りその他の不正の手段により手当を受けた者は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第41条の規定により罰せられることがあります。



神奈川県

福祉子どもみらい局子どもみらい部 子ども家庭課 家庭福祉グループ
〒231-8588 横浜市中区日本大通1 TEL 045-210-1111 (内線4674~4676)